

## 平成 24 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

### 2. 平成 24 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 24 年 ● 月 ● 日金融庁訓令第 ● 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

平成 24 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

#### （1）評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
- II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
- III. 公正・透明で活力ある市場の構築

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中長期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしている。

#### （2）実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

### (3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 24 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、別紙3「評価の判断基準」によるものとする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうかや、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、その記述に当たっては、別紙4「端的な結論の基本類型」によるものとする。

平成 24 年度実績評価書は、平成 25 年 8 月末を目途として作成・公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

### (4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

## 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成 24 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成 24 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

## 5. 規制の事前評価

規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成 19 年 10 月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（ＲＩＡ）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔ＲＩＡ〕の記号を付している。

## 6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措

置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

## 実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成24年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備〔P 9〕	①国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ②効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施 ③効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施 ④オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進 ⑤金融機能強化法等の適切な運用 ⑥金融機関の業務継続体制の検証 ⑦金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	金融機関の健全性が確保されること	—	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・金融検査実施件数 ・金融検査指摘内容 ・金融検査評定結果の分布状況 ・金融検査結果事例集の公表実績 ・公的資金の返済額 ・情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供等の実施状況
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備〔P 14〕	①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ②円滑な破綻処理のための態勢の整備	金融システムの安定性が確保されること	・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度を維持・24年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・24年度末）	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・名寄せ検査の実施件数
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応〔P 16〕	①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	システムリスクの未然防止が図られること	—	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P 18〕	①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ②当局における相談体制の充実 ③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 ④多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	金融サービスの利用者の保護が図られること	・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度より向上・24年度末） ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度より向上・24年度末）	・金融業界との意見交換会の開催実績 ・行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間） ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・P I O - N E T における苦情・相談の受付状況＜内容・件数＞ ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況＜受付件数等＞ ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料 ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況＜件数・金額＞ ・無登録業者に対する警告書の発出・公表件数 ・無登録業者等による金商法違反行為に係る裁判所への申立て件数
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P 22〕	①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ②地域密着型金融の促進 ③中小企業の経営改善と事業再生支援 ④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化 ⑤金融機能強化法の適切な運用	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること	・貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・25年3月） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・24年度末） ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査	・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞ ・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「貸出先別貸出金」） ・業況判断D. I.、資金繰り判断D. I.（日銀短観） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 ※施策I-1における各指標について、必要に応じて参照する。

基本政策	施策	平成24年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P 25〕	①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討 ②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること	—	・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」 「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備〔P 28〕	①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築 ③E D I N E T の整備	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること	—	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(E D I N E T )の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 ・E D I N E T サイトへのアクセス件数
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備〔P 30〕	①総合的な取引所(証券・金融・商品)創設の推進 ②機動的な資金調達等に資する制度整備 ③不動産投資市場の活性化 ④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	—	・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・有価証券の発行・流通状況 ・開示書類の提出会社数 等
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備〔P 32〕	①企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し ②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ③自主規制機関との適切な連携 ④市場規律の強化に向けた取組み ⑤国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 ⑥包括的かつ機動的な市場監視 ⑦不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑧ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑨犯則事件に対する厳正な調査の実施	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること	—	・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における受付状況<内容・件数> ・証券取引等監視委員会による建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数> ・企業会計審議会等における議論の展開状況 等 ・企業会計基準委員会(A S B J )による会計基準設定状況 ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・取引審査実施状況<内容・件数> ・情報受付状況<内容・件数> ・証券監督者国際機構(I O S C O )の多国間情報交換枠組み(M M O U )への署名当局<件数> ・取引調査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備〔P 36〕	①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施 ②金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること	—	・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数>
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備〔P 38〕	①監査基準等の整備に係る対応 ②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④海外監査監督当局との協力・連携 ⑤優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること	—	・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・講演実績(広報活動) ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

基本政策	施策	平成24年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
IV 横断的施策	1 國際的な政策協調・連携強化〔P 41〕	①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献 ②国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化 ③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること	—	・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 ・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 ・金融協議の開催状況
	2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調〔P 43〕	①アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進 ②アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する。	—	・金融協議の開催状況 ・研修事業の実施実績
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備〔P 45〕	①規制・制度改革の推進 ②事前確認制度の適切な運用	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること	—	・「国民の声」に提出された提案への回答状況 ・規制・制度改革に関する閣議決定文書に盛り込まれた施策の進捗状況 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会の開催実績
	4 金融行政についての情報発信の強化〔P 46〕	①金融行政に関する広報の充実	金融行政についての情報発信を強化すること	—	・金融庁ウェブサイトの報道発表件数及びアクセス件数 ・金融庁ウェブサイト（英語版）の報道発表件数及びアクセス件数 ・金融庁Twitterの発信回数及びフォロワー数
	5 金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備〔P 48〕	①金融経済教育の推進	金融経済リテラシーが向上すること	・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・24年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	・シンポジウムの開催実績 ・ガイドブックの配布実績

#### 業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成24年度主な事務事業	達成目標	測定指標	参考指標
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上〔P 50〕	①高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上 ②官民人材交流等の促進	高い専門性と幅広い視野を持つた多様な職員の確保と資質の向上を図ること	—	・研修の実施状況 ・民間専門家の在職者数 ・人材派遣等の状況
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用〔P 51〕	①金融行政の参考となる調査研究の実施 ②産・官・学の連携強化	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	—	・調査研究分析成果の作成実績（研究論文・レポート等の本数・分野数） ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用〔P 52〕	①情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ②情報セキュリティ対策の推進	①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報セキュリティ対策の推進を図ること	①業務・システム最適化 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 →各測定指標の目標値及び達成時期 (1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム） 目標値：単年度で約2.1億円（3年間で約6.2億円、いずれも試算値。）の経費の削減及び約9,450日（3年間で約28,350日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 達成時期：平成27年度 (2) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（EDINET） 目標値：運用契約の見直しを行なうことによって、平成26年度から単年度で約1.6億円（4年間で約6.4億円、いずれも試算値。）の削減が見込まれる。 達成時期：平成29年度 (3) 「金融庁行政情報化LANシステム」 目標値：単年度で約8百万円（6年間で約50百万円、いずれも試算値。）の経費の削減及び約100日（6年間で約600日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 達成時期：平成25年度  ②情報セキュリティ対策の推進 ・情報セキュリティ事案（インシデント）の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況	—
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保〔P 54〕	①災害等発生時における金融行政の継続確保	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	—	・「金融庁業務継続計画」の改定状況

各施策及び平成24年度主な事務事業

<b>基本政策 I</b>	<b>経済成長の礎となる金融システムの安定</b>
<b>施策 I－1</b>	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
<b>施策 I－2</b>	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
<b>施策 I－3</b>	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

## 施策 I - 1

### 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

達成目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>（注）達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"><li>・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞</li><li>・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況</li><li>・金融検査実施件数</li><li>・金融検査指摘内容</li><li>・金融検査評定結果の分布状況</li><li>・金融検査結果事例集の公表実績</li><li>・公的資金の返済額</li><li>・情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供等の実施状況</li></ul>

### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・国際的に活動する金融機関（国際基準行）に対するバーゼルⅢが、平成25年3月期から段階的に実施されるため、24年3月末に改正を行った自己資本比率規制告示を踏まえ、監督指針等関連規定の改正を行う。</li><li>・グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。</li><li>・世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討を行う。</li></ul>

<p>②効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施</p>	<p>(1) 金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングを行う。</li> </ul> <p>その際、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。</p> <p>また、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。</p> <p>(2) 金融機関のリスク管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関が、各種事象が実体経済・金融資本市場全体にどのように波及し、自らのビジネスに直接的・間接的に影響を与えるかについて、具体的に想起した上で、ストレステストをはじめとした適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点を踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。</li> <li>・バーゼルⅡについては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。</li> </ul> <p>(3) グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルに活動している金融機関（3メガバンクグループ及び野村グループ）に関し、20年4月のFSF（金融安定化フォーラム）報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。</li> <li>・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際基準行に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。</li> <li>・グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。</li> </ul> <p>(4) 証券会社、保険会社等の連結規制・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な証券会社について、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、広範な投資家や金融システム全体</li> </ul>
---------------------------------	--

	<p>への悪影響が及ぶ懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、24年3月から適用された連結財務健全性基準に基づき、保険会社等の適切な監督を行う。</li> </ul>
③効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施	<p>(1) 金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の実効性を向上させるとともに、金融機関の負担軽減を図る観点から、事前分析を充実させ、金融機関のリスク特性を十分に見極めた上で、検証分野を絞り込む。</li> <li>・また、ターゲット検査や簡易検査も積極的に活用する。</li> <li>・主要行に対する検査の実効性を向上させる観点から、引き続き、主要行を担当する主任検査官を複数年担当制とする。</li> <li>・また、当該主任検査官（日本版EiC）及びEiC補佐官は、監督局における様々なヒアリングに参加すること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行い、事前に深度ある分析を行う。</li> <li>・さらに、将来顕在化する可能性のあるリスク等を見据え、ターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討する。</li> <li>・国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループ在日拠点に対する検査の実効性を向上させる観点から、海外当局等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化する。</li> </ul> <p>(2) 金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先般の金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、金融機関に対する新たな国際的規制の導入等に的確に対応した検査態勢や検査マニュアルの整備を検討する。</li> <li>・ITの著しい進展に適切に対応した検査を行うため、デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を検討する。</li> <p>(3) 検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査で得られた情報に係る分析力の強化を図るとともに、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、金融機関等に積極的に還元して情報や問題意識の共有を図る。</li> <li>・引き続き、金融検査結果事例集の定期的な公表を行う。</li> </ul> </ul>
④オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の財務の健全性を脅かすリスクについて、検査局のデータ集積・分析機能と監督局のデータ集積・分析機能との一体化をさらに進化させる。</li> <li>・システムリスクについては、引き続き、検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任し、検査局と監督局との横断的な組織を設置するとともに、当該組織を中心にオン・オフ一体的なモニタリングを一層強化する。</li> <li>・主要行に対する検査を担当する主任検査官（日本版EiC）については、引き続き、監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。</li> <li>・特に迅速にオンサイト・モニタリングによる検証を行う必要がある場合には、監督局スタッフの検査への参加等を検討する。</li> </ul>

⑤金融機能強化法等の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関をはじめとする各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。</li> <li>・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</li> <li>・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。</li> <li>・早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。</li> </ul>
⑥金融機関の業務継続体制の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督方針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携をとりつつ、金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靭な業務継続体制の構築を目指す。</li> <li>・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、金融機関等の業務継続体制について、ヒアリングを通じて、その適切性を検証していく。</li> <li>・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、日本銀行、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討する。</li> <li>・金融検査に当たっても、経営陣の責任において、適切な業務継続体制が整備されているか等について、重点的に検証する。</li> </ul>
⑦金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムリスクの総点検の結果を踏まえ、業界共通的な課題・問題について、着眼点として、監督指針及び検査マニュアルに取り込む。</li> <li>・政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。</li> <li>・公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を行う。</li> </ul>

#### 【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用

制度参事官室、検査局総務課

## 施策 I-2

### 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

達成目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度を維持・24年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</li> <li>・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・24年度末）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）</li> <li>・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況</li> <li>・名寄せ検査の実施件数</li> </ul>

### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的に活動する金融機関（国際基準行）に対するバーゼルⅢが、平成25年3月期から段階的に実施されるため、24年3月末に改正を行った自己資本比率規制告示を踏まえ、監督指針等関連規定の改正を行う。（再掲）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。（再掲）</li> <li>・世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討を行う。（再掲）</li> </ul>
②円滑な破綻処理のための態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。</li> <li>・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</li> </ul>

・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

### 施策 I－3

#### 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

達成目標	システミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を適格に把握し、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システミックリスクの未然防止に努める必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	・金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握のため、グローバルな株式、為替、債券、クレジット、CP、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、情報の集積・調査・分析を行う。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。

#### 【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課市場分析室

<b>基本政策Ⅱ</b>	<b>利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>
<b>施策Ⅱ－1</b>	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>施策Ⅱ－2</b>	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>施策Ⅱ－3</b>	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

## 施策Ⅱ－1

### 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

達成目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各業法の目的規定、各監督指針</li><li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）</li><li>・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）</li><li>・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成22年3月30日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度より向上・24年度末）</li><li>・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度より向上・24年度末）</li></ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融業界との意見交換会の開催実績</li><li>・行政処分の実施状況＜内容・件数＞</li><li>・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間）</li><li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞</li><li>・P I O - N E T における苦情・相談の受付状況＜内容・件数＞</li><li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況＜受付件数等＞</li><li>・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等</li><li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況</li><li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況</li><li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況＜金額＞</li></ul>

	<p>※預金保険機構公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込め詐欺被害発生状況・被害額&lt;件数・金額&gt;</li> </ul> <p>※警察庁公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数</li> </ul> <p>※全国銀行協会公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況&lt;件数・金額&gt;</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無登録業者に対する警告書の発出・公表件数</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無登録業者等による金商法違反行為に係る裁判所への申立て件数</li> </ul>
--	---

### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業者以外の業者等が顧客等の計算で行った不公正取引を課徴金の対象とし、他人の計算による不公正取引を抑止するための、所要の制度整備に取り組む。</li> <li>・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徵求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</li> <li>・預金取扱金融機関については、その業務の公共性にかんがみ、信用の維持と預金者等の保護、金融の円滑を図る観点から、銀行法等の遵守状況を注視するとともに、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</li> <li>・保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</li> <li>・金融商品取引業者については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、勧誘・販売時に適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</li> <li>・金融商品取引法における登録金融機関である預金取扱金融機関等については、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、勧誘・販売時に適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行</li> </ul>

	<p>われているか等について、検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資運用業者や信託銀行等が顧客のため適切に受託者責任を果たしているか等、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</li> <li>・貸金業者等については、改正貸金業法を踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。</li> </ul> <p>なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前払式支払手段発行者、資金移動業者等については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。</li> </ul>
②当局における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。</li> </ul>
③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とする金融ADR（裁判外紛争解決）制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組む。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的に実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行っていく。</li> </ul>
④多重債務者のための相談等の枠組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施する。</li> <li>・財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。</li> </ul>
⑤金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促す。</li> </ul> <p>また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促すなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。</li> <li>・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・無登録業者による未公開株取引等については、被害の防止・回復の迅速化等に向け、被害の実態把握、リーフレット等を通じた国民への注意喚起、警告書の発出・公表、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て及びそのための調査の活用等により、適切に取り組む。</li><li>・株式や社債等の無届募集についても、裁判所への申立ての活用も含め、適切に取り組む。</li></ul> <p>また、関係省庁とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。</p>
--	--

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

## 施策Ⅱ－2

### 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

達成目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）、中小企業金融円滑化法一部改正法案（平成 24 年 3 月 30 日成立、31 日公布・施行）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成 23 年 1 月 24 日閣議決定）、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について（平成 23 年 12 月 27 日）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出態度判断 D. I.（前年同期に比べプラス判断・25 年 3 月）           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> </ul> </li> <li>・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・24 年度末）           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査</li> </ul> </li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況</li> <li>・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞</li> <li>・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「貸出先別貸出金」）</li> <li>・業況判断 D. I.、資金繰り判断 D. I.（日銀短観）</li> <li>・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額）</li> <li>・金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績</li> <li>・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績</li> </ul> <p>※ 施策Ⅰ－1における各指標について、必要に応じて参照する。</p>

#### 【平成 24 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	・金融機関においては、それぞれのビジネスモデルを踏まえつつも、利用者ニーズに応えるため、多様かつ柔軟な取組み

	<p>を行うことが重要である。金融機関においては、自らの役割を認識し、監督方針や監督指針等も踏まえながら、例えば、以下のような、事業の持続可能性の向上を促すとともに、成長可能性を重視した取組みを通じた金融仲介機能の発揮が期待されている。</p> <p>金融庁としても、各金融機関における、これらの新たな取組みについて、その実態把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貸付先のライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた、きめ細かな経営相談・経営指導</li> <li>② エクイティファンド等の多様な金融手法を用いた企業活動の支援</li> <li>③ キャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資への取組み（ABL（動産担保融資）に関する取組みも含む。）</li> <li>④ プロジェクト・ファイナンスを中心としたインフラ等へのファイナンスの強化</li> <li>⑤ 個人のリスク選好に応じたニーズの高い金融商品・サービスの提供</li> </ul>
②地域密着型金融の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組みを組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</li> </ul> <p>このような地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みを一層促進するため、23年5月16日に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について、引き続き取り組む。</p>
③中小企業の経営改善と事業再生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24年4月20日、金融庁は中小企業庁及び内閣府と連携して、以下の①～③を柱とする「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」をとりまとめ公表した。今後、関係省庁・関係機関と連携し、その具体化を図っていく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮</li> <li>② 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化</li> <li>③ その他経営改善・事業再生支援の環境整備</li> </ul> </li> <li>・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努める。</li> <li>・金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。</li> <li>・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長や資本性借入金の積極的活用等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人版私の整理ガイドラインの運用支援や、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、被災者の支援等に積極的且つ継続的に貢献していくよう、引き続き促す。</li> <li>・金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。</li> </ul>
④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要行等においては、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際に、通常の融資業務にとどまらず、実践的・専門的な現地情報の提供や、現地通貨での融資、M&amp;Aの斡旋、トランザクションバンキングなど、企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスを行うことが期待されることから、その取組みを促す。</li> <li>・22年12月の金融庁・財務省・経済産業省による「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について」の着実な実施などを通じ、情報提供・相談面及び資金供給面において、地域金融機関等が中堅・中小企業のアジア地域等への進出を支援する体制の整備・強化を図る。</li> </ul>
⑤金融機能強化法の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関をはじめとする各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。(再掲)</li> <li>・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。(再掲)</li> <li>・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、経営強化計画の適切な履行を確保する観点から、同計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。(再掲)</li> </ul>

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課

## 施策 II-3

### 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）</li> <li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）</li> <li>・日本再生の基本戦略（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定） 等</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」</li> <li>「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」</li> <li>・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況</li> </ul>

#### 【平成 24 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討 近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえた様々な論点について、投資信託・投資法人法制にかかる実態及び課題等の把握を進め、有識者等の意見も踏まえつつ、幅広い観点から見直しの検討を行い、平成 25 年度までに制度整備の実施を行う。</li> <li>・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討を行う。</li> </ul>

②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備

・我が国金融業の中長期的な在り方についての検討  
我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するとともに、資産形成に寄与していくことを目指す。

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室

<b>基本政策Ⅲ</b>	<b>公正・透明で活力ある市場の構築</b>
<b>施策Ⅲ－1</b>	市場インフラの構築のための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－2</b>	市場機能の強化のための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－3</b>	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－4</b>	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ－5</b>	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

### 施策Ⅲ－1

#### 市場インフラの構築のための制度・環境整備

達成目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与える、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）」</li><li>・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今回の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日）</li><li>・「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成 22 年 1 月 21 日）</li><li>・CPSS/IOSCO 市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」（平成 23 年 3 月 10 日）</li><li>・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（平成 23 年 12 月 26 日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"><li>・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況</li><li>・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況</li><li>・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況</li><li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率<ul style="list-style-type: none"><li>(注) システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</li></ul></li><li>・開示書類の提出会社数（内国会社）</li><li>・開示書類の提出件数</li></ul>

		・ E D I N E T サイトへのアクセス件数
--	--	---------------------------

【平成 24 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国決済システムの強靭化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度の創設に向けた制度整備及び円滑な実施を図る。</li> <li>・ 取引執行から清算・決済までの一連のプロセスを電子化することで、より迅速・安全な清算等に資することや、取引の透明性・公正性向上のため、一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行の義務付けに向けた制度整備に取り組む。</li> <li>・ 上記制度整備等のほか、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートするとともに、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。</li> </ul>
②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時(平成 20 年 9 月)にも確認された日本国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポートする。</li> <li>・ 貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。</li> <li>・ 支払・決済システム委員会 (CPSS) と証券監督者国際機構 (IOSCO) による「金融市場インフラのための原則」の確定に向けた国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、同原則に沿うような適切な監督を行う。</li> </ul>
③E D I N E T の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E D I N E T については、国際水準を踏まえた X B R L (財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語) の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行う。</li> </ul>

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局開示課

### 施策Ⅲ－2

#### 市場機能の強化のための制度・環境整備

達成目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられている。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するため、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）</li> <li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日）</li> <li>・日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）等</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況</li> <li>・有価証券の発行・流通状況</li> <li>・開示書類の提出会社数等</li> </ul>

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な取引所検討チーム「取りまとめ」を踏まえ、</li> <li>①総合的な取引所については内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督する</li> <li>②仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱う</li> <li>③商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保する等の、所要の整備を行う。</li> </ul>
②機動的な資金調達等に資する制度整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行登録制度等の見直し</li> <li>市場のニーズを踏まえつつ、投資者に対する適時適切な情報提供を促進するとともに、企業による機動的な資金調達等を可能にする観点から、発行登録制度等について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。</li> </ul>

③不動産投資市場の活性化	・不動産投資市場に資金を呼び込み、取引の流動性を高めて不動産価値の向上を図るため、J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進する。
④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	・上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。

【担当課室名】

総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室

### 施策Ⅲ－3

#### 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

達成目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成 21 年 6 月 30 日）</li> <li>・G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日）</li> <li>・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日）</li> <li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）</li> <li>・大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」（平成 23 年 6 月 21 日）</li> <li>・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書（平成 23 年 12 月 15 日）</li> <li>・金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況</li> <li>・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況 &lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券取引等監視委員会による建議の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・各種広報媒体への寄稿&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・企業会計審議会等における議論の展開状況 等</li> <li>・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況</li> <li>・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績</li> <li>・取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・情報受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MMOU）への署名当局&lt;件数&gt;</li> <li>・取引調査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示検査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>

【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえ、</li> <li>①純粹持株会社等に係る重要事実</li> <li>②企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係</li> <li>③発行者以外の者が行う公開買付けに関する公表措置</li> </ul> <p>に関し、企業の円滑なグループ経営に資するよう、インサイダー取引規制に関する制度について所要の整備を行う。</p>
②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成22年度に「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努めるとともに、虚偽記載、不提出の違反行為については、課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。</li> <li>・無届募集を行う発行者への対応については、企業情報の適切な開示が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、必要に応じ、警告書発出・行政処分等の適切な運用に取り組む。</li> </ul>
③自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、必要に応じて検討する。</li> </ul>
④市場規律の強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。</li> <li>・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、市場や社会一般に関わる問題点や特色についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。</li> </ul>

<p>⑤国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。国際的に質の高い会計基準の設定に適切に対応するため、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的な意見発信に努める。</li> </ul> <p>また、わが国におけるIFRSの適用に関しては、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論を行っているところである。</p> <p>その際、会計基準が国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることを踏まえ、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を勘案しつつ、総合的な議論が展開されるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な財務・事業活動を行う上場企業の平成22年3月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（IFRS）の任意適用が開始されたことを踏まえ、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。</li> <li>我が国会計基準の開発等を担当する企業会計基準委員会（ASBJ）による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援する。</li> <li>中小企業の会計については、中小企業の実態に即した「中小企業の会計に関する基本要領」の普及活用に努める。</li> </ul>
<p>⑥包括的かつ機動的な市場監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。</li> <li>幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。</li> <li>クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携して対応する。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。</li> </ul>
<p>⑦不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の取組みを進めつつ、不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。</li> <li>第一次情報受領者によるインサイダー取引及びTOBに関するインサイダー取引やインターネット取引を用いた不公正取引の増加などの不公正取引の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の開発・工夫に努める。</li> <li>不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。</li> </ul>

<p>⑧ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。</li> <li>・任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。</li> <li>・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。</li> </ul>
<p>⑨犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。</li> </ul>

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課

### 施策Ⅲ－4

#### 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

達成目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</li> <li>・平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画</li> <li>・金融商品取引法第51条、第56条2項 等</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券検査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券検査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券検査に係る通知の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施	<p>(1) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> <p>金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効率的かつ効果的な監督に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実等の問題が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</li> <li>・大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期ヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、把握された問題点等については、グ</li> </ul>

	<p>ループベースでの経営の健全性の状況に応じた監督処分、業務改善命令及び措置命令等の行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況を適切にフォローアップしていく。</p> <p>(2) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> <p>金融商品取引業者等に対しては、証券取引等監視委員会が、毎年度公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性のある検査実施の観点から、検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努め、自主的な改善努力を促す。</li> <li>・監督部局との間では、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。</li> <li>・投資一任業者について、その業態や顧客等の特性に鑑み、監督部局の一斉調査の結果等も踏まえ、集中的な検査を行う。</li> <li>・年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口を開設する。</li> </ul>
②金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努める。</li> <li>・金融商品取引業における「自主規制の隙間」を解消すべく第二種金融商品取引業協会が平成 22 年 11 月に設立、23 年 6 月 30 日に金融商品取引法上の認定を取得したため、速やかに自主規制機能が発揮されるよう引き続き連携を図る。</li> </ul>

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課

### 施策Ⅲ－5

#### 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

達成目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注)達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）に係る審査の実施状況＜件数＞</li> <li>・監査法人等に対する立入検査の実施状況＜件数＞</li> <li>・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜件数＞</li> <li>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・海外監査監督当局との意見交換実績（国際会議への参加を含む）</li> <li>・講演実績（広報活動）</li> <li>・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数</li> </ul>

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	・企業会計審議会等において、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるときは、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。</li> <li>審査及び検査の実施に際しては、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析に努める。また、監査法人等に対する検査の実効性・効率性を向上させるため、監査法人の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の策定や検査の実施に取り組む。さらに、審査及び検査の結果の分析から抽出された業界横断的な問</li> </ul>

	<p>題点等について、日本公認会計士協会等の関係機関等との間での意見交換や情報発信等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国監査法人等に対する報告徴収の実施など適切な対応を行う。</li> </ul>
④海外監査監督当局との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえた上で、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との協力・連携を図る。</li> <li>・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を行う。</li> </ul>
⑤優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士試験（平成 24 年試験等）を円滑に実施していくとともに、多様な人々が受験するよう広く周知を図るために、全国の大学等において講演を行うなど広報活動の強化に努める。</li> <li>・企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進めるとともに、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について、関係者間での議論を深める。</li> </ul>

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

<b>基本政策IV</b>	<b>横断的施策</b>
<b>施策IV－1</b>	国際的な政策協調・連携強化
<b>施策IV－2</b>	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
<b>施策IV－3</b>	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
<b>施策IV－4</b>	金融行政についての情報発信の強化
<b>施策IV－5</b>	金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備

## 施策IV-1

### 国際的な政策協調・連携強化

達成目標	国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、金融機関の監督について海外当局と更なる連携強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）</li> <li>・新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日）</li> <li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて（平成22年12月24日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>一</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況</li> <li>・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況</li> <li>・金融協議の開催状況</li> </ul>

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会(FSB)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、保険監督者国際機構(IAIS)、国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論の場に積極的に参加する。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。</li> <li>・上記において、「国際的な金融規制改革を進めるにあたっては、金融システム強化と実体経済の間で適切なバランスを取ることが重要」との我が国の立場を引き続き主張していく。また、国際的なルールが我が国の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。</li> </ul>

②国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な金融規制改革等の議論に関し、各国金融当局との間で金融協議を積極的に行い、戦略的連携を一層強化する。</li> <li>・国際的に活動を行う金融機関に関する監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化するとともに、監督力レッジや国際的な危機管理についても、適切に対応していく。</li> </ul>
③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした、政府間機関である金融活動作業部会（FATF）及びFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）の活動に参画し、国際的な取組みに協調していく。</li> <li>・24年度に予定されているFATF第3次対日相互審査へのフォローアップ報告に向けて、FATF指摘事項への対応について、関係省庁との連携のもと適切な取組みを行う。</li> <li>・FATF第4次相互審査基準の改訂作業において、我が国の実情を十分に踏まえた審査基準となることを主眼として国際交渉に参加していく。</li> </ul>

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課国際監督室

## 施策IV-2

### アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

達成目標	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>アジアの経済成長、ひいては我が国経済の成長に資するといった観点から、我が国の金融・資本市場制度の普及等を通じて、アジア諸国の金融・資本市場の整備に協力する。併せて、規制緩和や市場開放を呼びかけていくなど、我が国企業・金融機関のアジア域内における事業展開を促進する。このため、アジア諸国が参加する国際会議、二国間協議等を開催し、また参加するとともに、アジア諸国の実態調査や金融行政担当者との人材交流を実施していく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）</li><li>・ 新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成 22 年 6 月 18 日）</li><li>・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて（平成 22 年 12 月 24 日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・ 金融協議の開催状況 ・ 研修事業の実施実績

#### 【平成 24 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 我が国の金融・資本市場制度の普及等を通じてアジア諸国の金融・資本市場の整備に協力するとともに、規制緩和や市場開放を呼びかける等により我が国企業・金融機関のアジア域内における事業展開を促進するため、アジア諸国が参加する国際会議、二国間協議等を開催し、また参加する。</li><li>・ 上記のほか、WTO 及び経済連携協定（EPA）交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。</li></ul>

②アジア諸国の金融・資本市場の整備 に向けた実態調査及び金融行政当 局との人材交流	・我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や各国の金融規 制・監督モデルを、今後のアジアの発展における参考とし、 さらに我が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るた め、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施 するとともに、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研 修事業を実施し、人材交流を行う。
---	--

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

#### 施策IV－3

#### 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

達成目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注)達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・「国民の声」に提出された提案への回答状況 ・規制・制度改革に関する閣議決定文書に盛り込まれた施策の進捗状況 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会の開催実績

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①規制・制度改革の推進	・法令改正を含め、規制・制度改革を積極的に推進し、「国民の声」に提出された提案等に適切に対応する。  (平成24年度に検討・措置する施策例) ①保険会社のグループ経営に関する規制の見直し（外国保険会社の買収に係る子会社の業務範囲規制の見直し等） ②インサイダー取引規制の見直し（企業の組織再編に係る保有株式の承継等のうち一定の場合につき適用除外） ③投資信託・投資法人法制の見直し（J-REITの資金調達手段の多様化等）
②事前確認制度の適切な運用	・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。

#### 【担当課室名】

総務企画局政策課、監督局総務課

## 施策IV－4

### 金融行政についての情報発信の強化

達成目標	金融行政についての情報発信を強化すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融庁の政策目的である金融システムの安定、金融サービス利用者の保護・利便性の向上、公正・透明で活力ある市場の構築、を実現するためには、決定した施策・行政処分や注意喚起等を金融サービス利用者の特性に応じて迅速に周知を図る必要がある。</p> <p>このためには、大臣・副大臣・政務官等による閣議後会見や重要施策についての会見等の実施、当庁のエントランスとも言えるウェブサイトの充実に加えて、twitter 等の金融サービス利用者のニーズに合わせた情報発信の工夫や政府広報の活用等により、積極的に情報発信を行っていく。</p> <p>また、金融の世界がグローバルに統合される中では、リーマンショック後相対的に健全な金融システムを維持してきた我が国金融行政に対して、高まる国際的な関心に応えるため、海外に向けて積極的に情報を発信していく。</p> <p>【根拠】</p> <p>「当面の政府の国際活動の基本方針について」（平成24年3月1日）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁ウェブサイトの報道発表件数及びアクセス件数</li> <li>・金融庁ウェブサイト（英語版）の報道発表件数及びアクセス件数</li> <li>・金融庁Twitter の発信回数及びフォロワー数</li> </ul>

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣・副大臣・政務官等による閣議後会見や重要施策について会見等を実施する。</li> <li>・ウェブサイトを活用した広報については、国内向けには、大臣等の記者会見の概要、報道発表案件、月間広報誌「アクセスFSA」等を掲載するとともに、特に重要な政策に関しては、担当原課室の要請等を踏まえ、特設サイトを設定する等して周知する。</li> <li>・海外向けには、英語版ウェブサイトを改定するとともに、週次でニュースレターを配信する等、積極的な情報提供に努める。</li> </ul>

める。

- ・twitter 等の新たな情報発信手段について、国内の利用者のニーズを踏まえ、積極的に活用していく。
- ・内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用し、施策について周知していく。

【担当課室名】

**総務企画局政策課広報室**

#### 施策IV－5

#### 金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備

達成目標	金融経済リテラシーが向上すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>高齢社会の到来、雇用形態の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が様々な金融取引、金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で増加していることから、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をするなどの金融トラブルを回避する必要性が高まっている。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人一人が、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身につけ、また、必要に応じその知識を充実することができる機会を提供するための環境を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）</li><li>・消費者基本計画（平成22年3月閣議決定）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・24年度調査実施時点）※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	・シンポジウムの開催実績 ・ガイドブックの配布実績

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）等を踏まえつつ、関係省庁・民間団体との連携強化を図る。</li><li>・預貯金や株式等の基礎知識をまとめたガイドブック等の普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。</li></ul>

#### 【担当課室名】

総務企画局政策課

## 業務支援基盤の整備のための取組み

分野 1	人的資源
施策 1 – (1)	金融行政を担う人材の確保と資質の向上

分野 2	知的資源
施策 2 – (1)	学術的成果の金融行政への導入・活用

分野 3	その他の業務基盤
施策 3 – (1)	金融行政における情報システムの活用
施策 3 – (2)	災害等発生時における金融行政の継続確保

## 業務支援基盤の整備のための取組み 1－(1)

### 金融行政を担う人材の確保と資質の向上

達成目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与える金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。 【根拠】ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・研修の実施状況 ・民間専門家の在職者数 ・人材派遣等の状況

#### 【平成 24 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	・国内外への大学院への派遣や研修を実施するとともに、金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示等）において、計画的な人事配置を行っていくことにより、専門性の高い人材の育成を図る。 ・中長期的観点からどのような専門性を持った者を採用・育成するかについて検討し、高い専門性を有する者の確保に努める。
②官民人材交流等の促進	・民間企業や国際機関等への派遣を通じて、職員の専門性の強化・幅広い視野を持った職員の育成を図る。

#### 【担当課室名】

総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室

## 業務支援基盤の整備のための取組み2－(1)

### 学術的成果の金融行政への導入・活用

達成目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・調査研究分析成果の作成実績（研究論文・レポート等の本数・分野数） ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融行政の参考となる調査研究の実施	・金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用する。
②産・官・学の連携強化	・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の垣根を超えて人材交流等を通じた調査研究を進めるとともに、コンферエンス、研究会・勉強会等の開催等を行う。

#### 【担当課室名】

総務企画局企画課研究開発室

## 業務支援基盤の整備のための取組み3－(1)

### 金融行政における情報システムの活用

達成目標①	早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</p> <p>【根拠】 「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・経費削減額</li><li>・業務処理時間の短縮</li></ul> <p>→各測定指標の目標値及び達成時期</p> <p>(1)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム）</p> <p><u>目標値</u>：単年度で約2.1億円（3年間で約6.2億円、いずれも試算値。）の経費の削減及び約9,450日（3年間で約28,350日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p> <p><u>達成時期</u>：平成27年度</p> <p>(2)「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（E-DINET）</p> <p><u>目標値</u>：運用契約の見直しを行なうことによって、平成26年度から単年度で約1.6億円（4年間で約6.4億円、いずれも試算値。）の削減が見込まれる。</p> <p><u>達成時期</u>：平成29年度</p> <p>(3)「金融庁行政情報化LANシステム」</p> <p><u>目標値</u>：単年度で約8百万円（6年間で約50百万円、いずれも試算値。）の経費の削減及び約100日（6年間で約600日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p> <p><u>達成時期</u>：平成25年度</p>
参考指標	

達成目標②	情報セキュリティ対策の推進を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「情報セキュリティ対策に関する官民連携の在り方について」(平成 24 年 1 月 19 日制定。情報セキュリティ対策推進会議、官民連携の強化のための分科会了承)において、政府機関は、インシデントに機動的に対応するため、組織内 CSIRT 等を整備することとされている。
測定指標 (目標値・達成時期)	・情報セキュリティ事案（インシデント）の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況
参考指標	

#### 【平成 24 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化	「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を進める。 ・金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、平成 24 年度までに情報システムの開発等を進めていく。 ・E D I N E T については、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、25 年度中の稼働を目指して次世代 E D I N E T の開発等を進めていく。 ・金融庁行政情報化 LAN システムについては、「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、平成 19 年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施する。
②情報セキュリティ対策の推進	・情報セキュリティ事案（インシデント）の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施する。

#### 【担当課室名】

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

## 業務支援基盤の整備のための取組み3－(2)

### 災害等発生時における金融行政の継続確保

達成目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「首都直下地震対策大綱」において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。 【根拠】「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、平成22年1月修正 中央防災会議）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・「金融庁業務継続計画」の改定状況

#### 【平成24年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①災害等発生時における金融行政の継続確保	・「金融庁業務継続計画」を隨時見直すとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、その実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。

#### 【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課

### 【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

#### 1. 指標等に照らした目標の達成度

##### (1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

##### (2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となつた場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかつた場合

#### 2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

## 【端的な結論の基本類型】

	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
現時点で成果の発現が予定されるもの	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
平成24年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。